



島根県報

平成24年3月21日（水）

第2,376号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を 改正する規則	（総 務 課）	2
公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則	（管 財 課）	3
社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	（健康福祉総務課）	3
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	（雇 用 政 策 課）	3

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	4
--------------------	-------------	---

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（人 事 課）	4
--------------------	---------	---

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	6

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	6
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	7
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	7
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	8
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体	8

公布された条例等のあらまし

◇公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができることとした。（第9条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

普通財産の管理の委託に関する規定を削除することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

(1) 社会福祉法の改正に伴う規定及び様式の整理（第1条第1項・様式第1号関係）

(2) 福祉に関する事務所の設置又は廃止に係る協議書は、当該設置又は廃止をしようとする日の6月前までに提出するものとする。こととした。（第1条第2項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

(1) 高等技術校の編成を改正することとした。（別表関係）

(2) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 知事は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する

除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）について、その除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成 6 年島根県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の 3」を「第21条」に改める。

第21条の 2 及び第21条の 3 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公有財産の取得、管理及び処分に関する規則第21条の 2 の規定により管理を委託している普通財産については、当分の間、同条及び同規則第21条の 3 の規定は、なおその効力を有する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第13号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「、廃止」を「又は廃止」に改め、同条中「承認を受けよう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の協議書は、福祉に関する事務所の設置又は廃止をしようとする日の 6 月前までに提出するものとする。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

様式第 1 号中「承認申請書」を「協議書」に、「承認申請をします」を「協議します」に改める。

様式第 6 号及び様式第 7 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同条中「ほう賞する」を「褒賞する」に改める。

第11条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表島根県立出雲高等技術校の項を削る。

様式第10号中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第169号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

附則に次の1項を加える。

- 12 平成24年3月31日において現に制度融資を受けている者については、別に定めるところにより、平成25年3月31日までに保証協会の承認を受けた場合に限り、当該制度融資に係る融資期間及び据置期間をそれぞれ1年を超えない範囲内において延長することができる。

別表の注の1を次のように改める。

注 1 構造転換支援資金（原油高関連分対象者に係るものに限る。）、収益体質強化資金、長期経営安定緊急資金及び資金繰り安定化対応資金の取扱期間は平成25年3月31日保証承諾分までとし、おもてなし処整備支援資金の取扱期間は平成26年3月31日保証承諾分までとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令**島根県訓令第2号**

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表出雲高等技術校、東部高等技術校及び西部高等技術校の項中「出雲高等技術校、」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「条例」とは職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）を、「規程」とはこの訓令をいう。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成24年 3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月26日から12月27日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
6月1日から8月24日まで	特定計量器の所在の場所	浜田市、安来市、奥出雲町、飯南町、邑南町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
安来市	5月8日から9日まで	10時から15時30分まで	安来市役所
	5月10日	10時から14時30分まで	
	5月14日	10時から15時30分まで	
	5月15日	10時から15時まで	
	5月16日から17日まで	10時から15時30分まで	
奥出雲町	5月21日から22日まで	10時30分から15時30分まで	奥出雲町役場
	5月23日	11時から15時まで	
	5月24日	10時30分から15時30分まで	
浜田市	6月5日	13時30分から16時まで	浜田市役所
	6月6日から7日まで	10時から16時まで	
	6月8日	10時から12時まで	
	6月12日	9時30分から15時30分まで	
	6月13日	10時から15時30分まで	
	6月14日	9時30分から12時まで	
	6月26日	13時30分から15時30分まで	
	6月27日から28日まで	10時から15時まで	
6月29日	10時から12時まで		

	7月2日	13時30分から16時まで	
	7月3日	10時から15時30分まで	
	7月4日から5日まで	10時から16時まで	
	7月6日	10時から12時まで	
飯南町	6月20日	11時00分から16時まで	飯南町役場
	6月21日	10時30分から15時まで	
邑南町	7月9日	13時30分から16時まで	邑南町役場
	7月10日	9時30分から16時まで	
	7月11日	9時30分から16時30分まで	
	7月12日	9時30分から14時45分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市安来町字外浜969番1、969番2、969番3、970番1、970番2、970番3、970番4、971番1

面積 5,400.73平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町899番地1

社会福祉法人 せんだん会

理事長 杉原 建

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤しげみつ後援会	飯塚 無難夫	中浜 照夫	出雲市斐川町坂田435
三宅実後援会	原田 洋三	上田 憲徳	邑智郡川本町大字多田35-20
かわもとを考える会	木村 慶五	木村 典子	邑智郡川本町大字川本537-9

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりで

あったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 3月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党掛合町支部	会計責任者	石橋 義明	岡田 朝芳
自由民主党島根県参議院選挙区第三支部	会計責任者	松本 美和子	宇家 慶一
自由民主党島根県整骨師会支部	代表者	近藤 尚良	山田 武義
	会計責任者	近藤 尚良	山田 武義
自由民主党島根県安来市第一支部	会計責任者	岡田 一夫	内藤 美雄
自由民主党益田支部	主たる事務所の所在地	益田市中吉田町224-2	益田市高津8丁目6-25
	代表者	中島 謙二	田中 八洲男
	会計責任者	中島 守	寺井 良徳
民主党島根県総支部連合会	会計責任者	津森 良治	石倉 幹

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
大畑一美後援会	会計責任者	大畑 ます江	松本 亨
斎藤菊市後援会	代表者	水元 俊樹	春名 信一
島根県傷痍軍人会同妻の会政治連盟	会計責任者	稲田 才市	角 眞澄
島根県商工政治連盟	主たる事務所の所在地	松江市北田町54-27 ロングヒル ハイツ北田町207号	松江市黒田町606-5
野津貞夫後援会	代表者	野津 克己	野々内 和則
吉田政司後援会	会計責任者	西藤 泰守	池田 信幸
連合みんなの会	代表者	岩田 学	矢倉 淳
	会計責任者	原田 圭介	岩田 学

島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 3月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	解散年月日
藤山会	平成23年 4月29日
山崎一美後援会	平成23年12月 5日
出雲前進会	平成23年12月31日

大畑茂三郎後援会	平成23年12月31日
島根県軍恩政治連盟協議会	平成23年12月31日
高見庄平後援会	平成23年12月31日
西尾理弘後援会	平成23年12月31日
山中愛三後援会	平成23年12月31日
島根県宇都隆史を支える会	平成24年 2 月22日

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
木村 慶五	川本町議会議員	かわもとを考える会	邑智郡川本町大字川本537-9	木村 慶五

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月21日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
西尾 理弘	出雲市長	出雲前進会	出雲市塩冶有原町6-21	西尾 理弘